

（宛先）山形市長

（郵便番号） —

申請者 住所 山形市
 (申込者) フリガナ

氏名

[電話] —

実績報告書

年 月 日付けで交付の決定を受けた補助金に係る住宅リフォーム工事が完了したので、令和8年度山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

住宅の所在地	山形市 <input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ		
工事施工者 <input type="checkbox"/> 事前申込書に同じ （変更がある場合は右欄にご記入ください。）	本社・支社	本社*	山形支社・営業所
	所在地	市・町・村	山形市
	会社名		会社名
			代表者名
	*支社等と異なる場合のみ記入		電話番号
工事期間	着工 年 月 日 ~ 完成 年 月 日		
工事金額	円		
領収書の金額	円		
県市補助 <input type="checkbox"/> 一般住宅 <input type="checkbox"/> 全体改修 <input type="checkbox"/> 部分改修	工事金額と領収額の低い額（税抜き）	補助率	算定額(千円未満切捨て)
	円 ×	20% =	円
<input type="checkbox"/> 移住世帯 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 全体改修 <input type="checkbox"/> 部分改修	工事金額と領収額の低い額（税抜き）	補助率	算定額(千円未満切捨て)
	円 ×	33% =	円
市補助 <input type="checkbox"/> 減災・耐震部分補強	工事金額と領収額の低い額（税抜き）	補助率	算定額(千円未満切捨て)
	円 ×	50% =	円
ブロック塀等 撤去補助 （塀の総延長： m）	工事金額と領収額の低い額（税抜き）	補助率	算定額(千円未満切捨て)
	円 ×	66% =	円
在宅介護支援 住宅改修認定	工事金額と領収額の低い額（税抜き）	補助率	算定額(千円未満切捨て)
	円 ×	算定書による =	円
算定額が交付決定額を超える場合は交付決定額が補助金請求額となります。			

補助金交付決定	番号	第 号
	金額	円
補助金請求額	円	

【添付書類】

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事施工写真(工事中及び工事完了後、申請時の写真と同方向で撮影し、説明書きを入れてください。)
- (3) 工事代金領収書の写し(原本も持参ください。)
- (4) やまがた省エネ健康住宅改修工事を要件工事とした場合は、山形県が交付する認定証の写し
- (5) 寒さ対策・断熱化工事(別表1の1-2又は1-3)を要件工事とした場合は、基準が確認できる出荷証明書等
- (6) 県産木材を要件工事とした場合は、「やまがた県産木材利用センター」が発行する販売管理表の写し及び数量計算書(数量に変更があった場合のみ)
- (7) 山形市景観重点地区景観形成事業費補助住宅のリフォーム等工事を実施した場合で、事前申込みの時点で山形市景観重点地区景観形成事業費補助金の額の確定通知を受ける前であったときは、額の確定通知書の写し
- (8) 交付申請時点で当該住宅に居住していない場合は、世帯全員の住民票の写し
- (9) 建築確認申請の手続が必要な増改築等の場合にあっては、検査済証の写し
- (10) 振込口座の通帳の写し(表紙を開いた1ページ目の写し)
- (11) 補助金請求書
- (12) その他市長が必要と認める書類